

Creator's Mint 追加規約

第1条（適用）

1. Creator's Mint 追加規約（以下「**本追加規約**」といいます。）は、株式会社 HashPort（以下「**当社**」といいます。）が提供する本サービス（次条に定義されます。）のうち、NFT 生成サービス（次条に定義されます。）のご利用条件並びに利用者及び当社間の権利義務関係を定めるものです。
2. NFT 生成サービスは PLT Place の一部を構成します。また、本追加規約は、当社が別途定める「PLT Place 利用規約（利用者用）」（以下「**利用者用規約**」といいます。）第3条第2項に定める「追加規定」として利用者用規約の一部を構成します。利用者が、NFT 生成サービス（次条に定義されます。）を利用する場合、利用者用規約のほか、本追加規約が適用されます。
3. 当社が本追加規約の他に別途定める NFT 生成サービスの利用に関する諸規定その他当社が NFT 生成サービスの利用に関して随時発表する諸規定は、名称の如何に拘らず本追加規約と一体をなし、本追加規約の一部を構成するものとします。当該諸規定と本追加規約の内容との間に、抵触又は矛盾があるとき、当該諸規定が優先して適用されるものとします。

第2条（定義）

1. 本追加規約上で使用する用語の定義は、次に掲げるとおりとします。
 - (1) 「NFT 生成サービス」とは、本サービスのうち、利用者所定の画像データを表章して、NFT の生成を行うことができる「Creator's Mint」という名称のサービス及びこれに付随するサービスをいいます。
 - (2) 「出店者用規約」とは、当社が別途定める「PLT Place 利用規約（出店者用）」をいいます。
 - (3) 「本契約」とは、利用者用規約第2条第28号に定める意味を有します。
 - (4) 「本サービス」とは、利用者用規約第2条第29号に定める意味を有します。
 - (5) 「本生成元データ」とは、次条第1項に定める意味を有します。
 - (6) 「本生成 NFT」とは、次条第1項に定める意味を有します。
2. 前項のほか、本追加規約において使用する用語の定義は、文脈上別義であることが明白である場合を除き、利用者用規約及び本追加規約の各条項で定めるとおりとします。

第3条（NFT 生成サービスの利用）

1. 利用者は、当社所定の方法及び条件に従い、利用者が別途指定する画像データ（以下「**本生成元データ**」といいます。）を表章する NFT を生成することができます（当該 NFT を、以下「**本生成 NFT**」といいます。）。
2. 利用者は、当社所定の方法及び条件に従い、本サービス上で利用可能なウォレットを NFT 生成サービスに接続した上で、前項に基づき生成した本生成 NFT を当該ウォレットに送付することができます。この場合、当該本生成 NFT の送付に係る費用は利用者が負担するものとします。
3. 利用者は、前項に基づき生成した本生成 NFT に関して、次の各号に掲げる事項を承諾及び遵

守するものとします。

- (1) 利用者は、出店者用規約所定の条件及び手続によらない限り、PLT Place 上で、当該本生成 NFT を出品又は二次出品の対象とすることはできません。
- (2) 利用者は、当社又は当社が別途指定する事業者以外の事業者が提供するプラットフォームで、当該本生成 NFT を取引してはならないものとします。但し、利用者が、当該本生成 NFT の取引に先立ち、その取引の相手方に本追加規約及び利用者用規約の各条項を遵守させる場合にはこの限りではありません。
- (3) 利用者は、PLT Place の内外を問わず、当該本生成 NFT を決済手段として一切利用できないものとします。

第4条（本生成 NFT に係る知的財産権及び利用許諾等）

1. 本生成 NFT 及びその本生成元データに関する知的財産権は、著作権法その他適用される法令に従い、これを生成した利用者又は当該利用者にライセンスを許諾している第三者のうちいずれか正当な権利者に帰属するものとします。
2. 前項の場合において、本生成 NFT 及びその本生成元データに関する知的財産権がこれを生成した利用者以外に帰属する場合、当該利用者は、次の各号に定める行為に必要な範囲で、当該本生成 NFT 及び本生成元データを利用することについて、当該正当な権利者からあらかじめ許諾を受けなければなりません。
 - (1) 利用者が NFT 生成サービスを利用すること
 - (2) 当社に対して、次条第1項各号に掲げる行為に必要な範囲で同項に基づく利用を許諾すること
3. 利用者は当社に対して、前条に従い生成した本生成 NFT 及びその本生成元データに関して、次の各号に掲げる事項を表明し保証するものとします。
 - (1) 第三者の権利（知的財産権、営業秘密、名誉権、プライバシー権、パブリシティ権、実演家人格権等を含みますが、これらに限られません。）を侵害しないこと
 - (2) 次条第1項に基づく利用を当社に対して許諾する正当な権原を有していること
4. 利用者は、前条に従い生成した本生成 NFT 及びその本生成元データに関する知的財産権若しくは利用許諾を喪失し、又はそのおそれが生じた場合（当該知的財産権又は利用許諾の有無又は有効性につき、正当な権利者その他の第三者から内容証明郵便により何らかの請求を受けた場合その他法的紛争が生じた場合を含みます。）、直ちに当社に対してその旨を通知しなければなりません。
5. 当社は、利用者について次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合、当該利用者が生成した本生成 NFT 又はこれに表章される本生成元データの削除、本生成 NFT へのアクセス禁止その他当社が適切であると合理的に判断する措置を講じることができます。
 - (1) 第3項に定める表明及び保証事項に違反していると当社が合理的に判断した場合
 - (2) 当社が前項に基づく通知を受領した場合
 - (3) 前二号のほか、利用者による NFT 生成サービスの利用、又は利用者が生成した本生成 NFT が本追加規約又は利用者用規約に違反していると当社が合理的に判断した場合

第5条（当社に対する利用許諾）

1. 利用者は当社に対して、第3条に従い生成した本生成 NFT（当該本生成 NFT が表章する本生成元データを含みます。）について、次の各号に定める行為に必要な範囲で、当該本生成 NFT を非独占的に利用（複製、譲渡、改変又は公衆送信する権利を含みますが、これらに限られません。以後、本条において同様とします。）することを、無償で許諾します。なお、当該利用者は、当該利用許諾した範囲で、著作権人格権を行使しないものとし、第三者に対して行使させないものとし、
 - (1) 本サービスの宣伝・運営等を目的として、以下の媒体に掲載又は投稿すること
 - ① 当社が運営する WEB サイト、アプリケーション
 - ② 当社が管理する SNS アカウント上の投稿
 - ③ 当社が配信するテレビ CM、新聞・雑誌等の広告
 - ④ 当社が運営・参加するイベントで配布する印刷物、投影資料
 - ⑤ 当社が提供するアフィリエイトサービスの参加者が運営する WEB サイト、アプリケーション
 - (2) 本サービスの向上に関わる研究及び開発を行うこと
 - (3) 当社のグループ会社その他当社が認める第三者に対し、当社が別途指定する方法及び媒体に掲載又は投稿するために必要な範囲で、本項に基づく利用を許諾すること
 - (4) 当社のグループ会社その他当社が認める第三者に対し、これらの者が提供するサービスの向上に関わる研究及び開発を行うことに必要な範囲で、本項に基づく利用を許諾すること
2. 前項の規定は、本契約の終了後においても引き続きその効力を有するものとし、

第6条（利用者用規約第21条及び第22条に関する追加規定）

1. 利用者と、本生成 NFT 又はその本生成元データに関する知的財産権の保有者その他の第三者との間で、当該本生成 NFT 又は当該本生成元データに関する紛争その他 NFT 生成サービスを利用することによる紛争が生じた場合には、すべて利用者の責任と負担において解決するものとし、また、当社が当該第三者に対する損害賠償等の支払を余儀なくされた場合には、利用者はその全額を当社に支払うとともに、その解決のために要した弁護士費用その他一切の諸経費を当社に支払うものとし、但し、いずれも、当該紛争が当社の故意若しくは過失による債務不履行又は不法行為によって発生した場合はこの限りではありません。
2. 当社は、NFT 生成サービス及びこれにより生成された本生成 NFT に関して、その機能、性能、利用の結果、その正確性、信頼性（誤動作を起こさないことを含みます。）が利用者の特定の目的に適合すること、期待する機能・商品的価値・正確性・有用性を有すること、他者の権利権益を侵害していないこと、継続的に利用できること、不具合が生じないこと、及び瑕疵若しくは不適合が修正されること、セキュリティ等に関する欠陥、エラーやバグ、権利侵害等がないこと、トランザクションに遅延や失敗が生じないこと、その他事実上又は法律上の瑕疵若しくは不適合がないことについて、いかなる保証もしません。
3. 当社は、本生成 NFT 及びその本生成元データに設定又は表示された著作権その他の知的財産権の帰属先、本生成 NFT に関連するファイルのダウンロード可否等についてその内容を保証するものではなく、責任を負うものではありません。
4. 当社は、パレットチェーンが将来にわたって機能し続けることを保証するものではなく、利用者は、本生成 NFT にアクセスできなくなる可能性があること、及びその場合に当社から補償が受けられないことを確認、承諾した上で、本サービスを利用するものとし、

5. 当社は、本生成 NFT 及びその本生成元データが第三者の権利（知的財産権、営業秘密、名誉権、プライバシー権、パブリシティ権、実演家人格権等を含みますが、これらに限られません。以下本項で同様とします。）を侵害していないことを保証するものではありません。当社は、本生成 NFT 又はその本生成元データが第三者の権利を侵害していると合理的に判断した場合には、本生成 NFT 又はその本生成元データの削除、本生成 NFT 又はその本生成元データへのアクセス禁止その他当社が適切であると合理的に判断する措置を講じる可能性があります。この場合でも、利用者は、当社に故意又は過失がない限り、当社から補償が受けられないことを確認、承諾した上で、NFT 生成サービスを利用するものとします。

以上